

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月12日（平成29年（行個）諮問第186号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行個）答申第78号）

事件名：本人の遺族補償年金支給請求及び葬祭料請求に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が特定個人遺族支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月26日付け神個開第29-141号により、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、その一部の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

- 様式1の事案の概要 P1
- 就業条件等一般的事項の事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ P7
- 出現した症状に関する事項の症状の出現時の状況 P7
- 労働時間の認定した根拠 P10
- 特定労働基準監督の29・3・3 受付の黒の部分（28・12・13受付あとの11枚）
- " 29・3・13 " 1枚
- " 28・12・13 " （公印28・11・2の3枚目～の42枚分）
- 時間外労働・休日労働に関する協定書 28・3・31 2枚

- 資料目次の3. 被災者に関する事項（事業場提出等）の資料番号3-6 3-8 3-12の黒部分

(2) 意見書

ア 本意見書の趣旨

審査請求人は、平成29年（行個）諮問第186号において、不開示相当と判断された文書の開示を求める。

イ 理由

(ア) 法14条2号の不開示情報について

- a 諮問庁は、「文書番号1の①、4の①、5の①及び7の①の不開示部分は、請求者以外の自署、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」と判断する。

ここに、法14条2号ロが定める「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、開示によってこれらの保護を図る利益が、開示しない利益を上回る場合を意味する。

文書番号1-①の「事案の概要欄」は、平成28年特定月日の被災労働者に関する文書であるから、本不開示部分には、被災労働者が特定疾患を発症した際、同人と接触した職場内外の人物が記載されていると推察される。一般に審査請求人は、このような人物との間に何らの利害関係を持たない。そのため、上記個人情報が開示されることで生ずる不利益は存在しない。反面、審査請求人は、過重労働の実態を解明することで労災被害者の生命及び健康を侵害した事実を明らかにできる。

よって、審査請求人の財産的利益が開示による利益を優に上回ることが明らかであるから、法14条2号ロに該当する。

文書番号4-①、5-①及び7-①も同様に開示されることにより第三者が被る不利益よりも、審査請求人が過重労働の実態を把握する利益が開示による利益を上回ることが明らかであるから、法14条2号ロに該当する。

以上より、上記各文書は開示されるべきである。

- b 次に、諮問庁は、「別表中、文書番号1の②不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、

不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」と判断する。

しかし、被聴取者等が受ける「不当な」干渉とは、抽象的なおそれに過ぎず、侵害態様及び程度が全く想定できないものである。原則的に開示義務を定めた法の趣旨に鑑みれば、法14条2号口の比較衡量において、開示による不利益は具体的かつ現実的なものでなければならない。

仮に、審査請求人が被聴取者等に接触する可能性が想定されるとしても、相手方の権利利益を侵害しない方法及び態様で行われることは当然である（そうでなければ、審査請求人は別個に法的責任を追及されかねず、そのような活動が社会通念に反することは言うまでもない。）。

よって、情報開示により被聴取者が被る不利益よりも、審査請求人が得られる利益が優越することが明らかであるから、法14条2号口に該当し、文書番号1-②は開示されるべきである。

(イ) 法14条3号イの不開示情報について

- a 諮問庁は、「別表中、文書番号7の②の不開示部分は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」と判断する。

ここに、法14条3号イの当該法人等の権利・利益を害する「おそれ」とは、当該情報が開示されることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要し、かつ、そのことが客観的に明らかでなければならない（最判平成13年11月27日判タ1081・171）。すなわち、「おそれ」については、抽象的な可能性が認められるだけでは足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要となる。

そもそも印影は、対外的に公開されることで本人認証機能を果たすから、印影自体の秘匿性は高くない。また一般人に過ぎない審査請求人に印影を偽造する特殊な技術など持ち合わせていない。ましてや、印影を偽造した上で当該法人の競争上の地位及び利益を害することなど想定しえない。諮問庁の主張する権

利・利益を害する「おそれ」は、客観的に明らかなものではないため、法14条3号イに該当しない。

さらに、上記文書が開示されることで、過重労働の実態を解明し、労災被害者の生命及び健康が侵害された事実を明らかにできるから、上記（ア）で詳述したとおり、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（法14条3号ただし書）に該当する。

よって、文書番号7-②は開示されるべきである。

- b 諮問庁は、「別表中、文書番号2、3の②、4の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」と判断する。

しかし、上記「不当な干渉」とは、何をもって不当か明らかでない。労災請求等、法律上定められた手続に基づく権利行使はいずれも正当かつ適法であり、権利行使を妨げられる理由はない。

また、これらの文書が、法14条3号ただし書に該当することは、上記aで詳述したとおりである。

よって、上記各文書は開示されるべきである。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報について

- a 諮問庁は、「別表中、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。」と判断するが、開示により当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されることが客観的に明らかでないことは、上記（ア）bで述べたとおりである。

さらに、「これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利益となる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく

上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。」と判断するが、開示により被聴取者に不法・不当な有形無形の圧力が加えられることが当然に予想されるような事情はうかがわれない。また、被聴取者名を秘匿した上で聴取した内容を部分的に開示することも考えられる。このような対応を講ずれば必ずしも将来の労災認定業務に支障をきたすとはいえない。よって、法14条7号柱書きには該当せず、開示すべきである。

- b 諮問庁は、「別表中、文書番号2、3の②及び4の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と判断するが、審査請求人が当該事業場の権利・利益を侵害する具体的なおそれが存在しないことは、上記(イ) bで述べたとおりである。

さらにこれらの情報を開示することで労災認定業務に支障をきたさないことも、上記 a で述べたとおりである。

#### ウ 結語

以上より、審査請求人は、不開示相当と判断された文書について、速やかに開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年6月22日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が特定個人遺族支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成29年7月26日付け神個開第29-141号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がその一部取消しを求めて、同年9月14日付け（同月15日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、請求者が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が特定個人遺族支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表中、文書番号1の①、4の①、5の①及び7の①の不開示部分は、請求者以外の自署、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表中、文書番号7の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号2、3の②、4の②及び5の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表中、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の

特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）別表中、文書番号2、3の②及び4の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていなかった内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるところは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の不開示部分において請求者が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 平成30年1月10日 審議
- ④ 同月24日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年7月5日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が特定個人遺族支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、別表の1欄に掲げる文書の不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

通番5は、被災労働者の特定期間における特定事業場への入室記録及びその資料名であり、原処分において開示されている部分及び諮問庁が新たに開示するとする部分から推認できる情報であると認められることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### (2) その余の部分について

##### ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1には、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄の、特定事業場の関係者の役職等及び氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の役職等、氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であること



から、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番4及び通番6は、特定事業場の担当者の所属、氏名、電話番号及び印影であり、通番8は、特定事業場の従業員の役職、氏名及び人事・給与に関する情報であり、通番10は、時間外労働及び休日労働に関する協定届の労働者側の代表者の職氏名及び印影である。

当該部分は、担当者等ごと一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、個人の所属、役職、氏名、電話番号及び印影は、一体として個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分である個人の人事・給与に関する情報については、同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、通常他人に知られたくない情報であるため、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

- (ア) 通番2のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した被聴取者の姓及び被災労働者との間柄は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番2のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容は、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番9は、一般に公にしていなない特定事業場の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11は、特定事業場の代表取締役印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番3は、特定事業場が特定労働基準監督署の担当調査官の求めに応じて提出した資料名であり、通番5及び通番7は、特定事業場が特定労働基準監督署の担当調査官からの質問事項に対して回答した内容等である。これらを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書において、法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とされた部分は、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同条2号ただし書口及び3号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文書番号及び 文書名		2 通 番	3 不開示を維持する 部分	4 法 1 4 条 該 当 号			5 開示すべ き部分
文 書 番 号	文 書 名			2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書	1	① 7 頁の「事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ」欄の不開示部分	○			なし
		2	② 1 頁の「事案の概要」欄の不開示部分、7 頁の「症状の出現時の状況」欄の不開示部分及び 10 頁の不開示部分	○		○	なし
2	資料目次	3	1 頁の資料番号「3 - 6」及び「3 - 8」の資料名		○	○	なし
3	事業場提出資料①	4	① 4 頁 20 行目 8 文字目ないし 21 行目、7 頁 14 行目 8 文字目ないし 15 行目並びに 8 頁 3 行目及び印影	○			なし
		5	② 1 頁ないし 3 頁の表（ただし項目の行を除く。）、4 頁 9 行目ないし 16 行目、5 頁及び 6 頁の表（ただし項目の行を除く。）、7 頁 10 行目、8 頁 10 行目、11 行目及び 13 行目ないし 27 行目、9 頁 5 行目ないし		○	○	1 頁ないし 3 頁、5 頁及び 6 頁の表並びに 7 頁 10 行目

			12行目, 17行目ないし25行目, 29行目, 30行目及び32行目ないし34行目, 10頁1行目ないし3行目, 8行目ないし28行目及び30行目ないし32行目並びに11頁1行目及び2行目				
4	事業場提出資料②	6	① 1頁3行目及び印影	○			なし
		7	② 1頁5行目ないし20行目		○	○	なし
5	事業場提出資料③	8	① 1頁の不開示部分(ただし部署名及び取締役職氏名を除く。)及び3頁ないし26頁の不開示部分	○			なし
		9	② 2頁の不開示部分(ただし1行目及び5行目1文字目ないし9文字目を除く。)		○		なし
6	事業場提出資料④	-	なし	-	-	-	なし
7	時間外労働・休日労働に関する協定届	10	① 1頁の労働者代表者の職氏名及び印影	○			なし
		11	② 1頁の代表取締役印影		○		なし

(注) 理由説明書・別表の文書番号5の下線部に誤植があり, 当審査会事務局で訂正した。